

基本資料

1992年度



- I Service
- II Training
- III Friendship

社団法人 日本青年会議所
関東地区神奈川ブロック協議会
(社) 逗子葉山青年会議所

〒249 逗子市沼間1-5-1 逗子市商工会館内
TEL 0468(73) 2774 FAX (72) 2300

目 次

1.	1992年度 会 頭 所 信	1
2.	1992年度 会 長 所 信	3
3.	1992年度 理 事 長 所 信	7
4.	1992年度 組 織 函	11
5.	1992年度 例会・理事会日程表	12
6.	1992年度 ブロック・地区・日本J C 年間スケジュール	13
7.	1992年度 公式訪問・〇周年日程表	14
8.	1992年度 役 員 名 簿	15
9.	1992年度 出 向 者 名 簿	16
10.	1992年度 事 業 計 画 書	17
11.	1992年度 収支予算書総括表	24
12.	1992年度 収 支 予 算 書	25
13.	1992年度 事務所取得積立金特別会計収支予算書	29
14.	1992年度 30周年積立金特別会計収支予算書	30
15.	1991年度 事 業 報 告 書	31
16.	1991年度 収支決算書総括表	38
17.	1991年度 収 支 決 算 書	39
18.	1991年度 事務所取得積立金特別会計収支決算書	42
19.	1991年度 30周年積立金特別会計収支決算書	43
20.	1991年度 監 査 報 告 書	44
21.	賛助会員募集要項	45
22.	賛助会員予定者名簿	47
23.	定 款 及 び 運 営 規 則	49

The Creed of Jaycees International

We Believe:

That faith in God gives meaning
and purpose to human life;
That the brotherhood of man
transcends the sovereignty of nations;
That economic justice can best be won
by free men through free enterprise;
That government should be of laws
rather than of men;
That earth's great treasure lies in
human personality; and
That service to humanity is the best
work of life.

『J C 宣言』

変革の能動者たらんとする青年として
個人の 真に豊かな生活の実現を通して
自立した 快適で活力ある地域を創造し
自由と公正を保障する国家を基盤として
世界の平和と繁栄に貢献し
地球上のすべての人と
共に生きることを誓う

J C I 綱領

我々はかく信じる：

「信仰は人生に意義と目的を与え
人類の同胞愛は国家の主権を超越し
正しい経済の発展は
自由経済社会を通じて最もよく達成され
政治は人によって左右されず法によって
運営さるべきものであり
人間の個性はこの世の至宝であり
人類への奉仕が人生最善の仕事である」

綱 領

われわれJAYCEEは
社会的・国家的・国際的な責任を自覚し
志を同じうする者、相集い、力を合わせ
青年としての英知と勇氣と情熱をもって
明るい豊かな社会を築き上げよう

1992年度 会 頭 所 信

敬 日本青年会議所会頭 西 村 予史男

聞こえませんか、明日の声が

1990年をもって“団塊の世代”といわれた人々が全員、青年会議所を卒業されました。テレビっ子世代、ビートルズ世代、ニューファミリー世代と成長してきた過程で、ファッションやライフスタイルだけでなく、社会のすべてに大きな影響力をもってきた人々です。良かれ、悪しかれ、熾烈な受験戦争を巻きおこし、大学では学園紛争が吹き荒れました。とにかく大変なパワーです。彼らが大学を卒業した後には、無気力、無感動、無関心の世代がキャンパスに溢れました。

そして今、新しい価値観と人生観を持ったメンバーが次々と入会するようになってきた青年会議所も、このままでは同じ様な問題を生み出してしまう危険性を含んでいます。新世代が何を求めて入会してくるのか、“明日の声”に耳を傾けなければなりません。

もし、青年会議所自体の体質を改革しないならば、今までのような魅力あふれる青年会議所運動は持続できないと思います。

これからの人材は個性を尊重し、減点型人事評価から、加点型人事評価をしなければ育ちません。

団塊の世代がリードしてきた青年会議所運動と匹敵するパワーを持つ“明日の青年会議所運動”にする為には、若い力を思い切り発揮出来る組織運営をしなければなりません。

個性豊かな、イノベーション型のリーダーを養成する為には、私たちが保守的になってはなりません。青年として勇気を持って変革の波を起こし、“明日の声”を素直に聞ける組織をつくろうではありませんか。

応援歌が聞こえますか

敗戦の焼野原の東京に、日本の青年会議所運動が起こり、時を同じくして、日本復興への青年の夢と情熱を託し、各地に青年会議所が設立されました。

その各地青年会議所が、1951年、日本青年会議所を設立し、今年で40年を迎えました。ここで大切な事は、「日本各地に青年会議所が出来てから、日本青年会議所が出来た」という事です。当然の事の様ですが、そこが重要な点なのです。決して「日本青年会議所が各地に青年会議所を作った訳ではない」のです。従って青年会議所運動は、あくまでも地域の運動であり、日本青年会議所は、その地域の運動の為に生まれた事になります。

40年たった現在も、その精神は、不変です。地域で活躍する青年会議所を応援し、連携をとり、より良い運動とするのが日本青年会議所の任務なのです。

あらゆる情報や、40年間に渡り蓄積されて来たノウハウを、そして、日本全国からお預かりする優秀な人材を大いに活用して、LOMサービスを充実させ、力一杯、地域への応援歌をうたいます。困った時の日本J C、頼りにされる日本J C、そんな運営に徹したいと考えます。

人の“こころ”は、ひょっとして地球より大きなものかもしれません。しかし、意識の持ち方によっては、何よりも小さなものになるかもしれません。

ふるさと、それは一人一人の心の中にあるのです。地球をすっぽりと、“こころ”の中に納めてしまう地球市民が、一人でも多くなったら、素敵な時代が生まれるはずです。ちょっと素敵な時代、それは、地球市民の時代だと思うのです。

(一部を掲載)

1992年度 会長 所 信

嶽日本青年会議所関東地区
神奈川ブロック協議会会長 飯 沼 寛 雄

《地球市民の時代》

私には妻と三人の子供がいます。ごく普通のありふれた家庭なのです。私と家族との関係を考えるとき、それは日常的にはあまりにもあたりまえの連続で、私はいままで家族とのかかわりなど、特に考えたこともありません。しかし家族誕生の起因を考えると、当然のことですが、それは相手があって初めて夫婦になれるわけで、一人では夫婦にはなれません。そして子供が生まれると同時に私たちは、ごく自然に父となり、母となりました。つまり私たちは言い方を変えれば、子供達の《おかげ》で父となり、母となったともいえます。一人では父にも母にもなれません。私たちの人間関係に置き換えて考えると、例えばJCでも先輩がいたり、後輩がいたりします。しかしよく考えてみますと、組織のなかに後輩が入ってきたとき、その人は初めて先輩になれるのです。つまり大先輩もちょっと先輩も、後輩の《おかげ》でごく自然に先輩になれたのです。また「働く」という一つの行為を例にとっても、働くのは自分の意志ですが、働く仕事や場所がなければ、働くことができません。ですから働くということは、同時に「働かせていただく」ということになるのです。つまり、すべての物事は、いろいろなものと関係し合っていてきているのです。経済大国となった日本も、もちろん世界の国々、世界中の人々の《おかげ》で今の繁栄があるのです。わたし達は、あらためて意識するしないにかかわらず世界中の多くの人や、様々なものの《おかげ》でいまのいのちを生きているのです。いや、生かされているのです。生きるということは、同時に生かされているということなのです。だからすべての人のいのちが平等で大事なのです。人のいのちの尊さを骨身にしみて感じる人が世界中に増えれば、暴力や戦争はおのずから無くなるはずです。私はこれからの時代は、自分の思っている事や価値感、人生感をしっかりと表明できる自立の精神と同時に、世界中のすべての人や物と共に生きる〈共生〉の思想、いわゆる〈地球市民意識〉が求められると思います。今、私たちは青年として、JCマンとして、まちづくりの担い手としてまさしく地球市民としての行動をすべきだと思います。

《ふるさと地球にやさしさを》

'90年代は“地球を大切に”というエコロジーの時代を迎え、地球環境問題は今まさにブームの頂点にいる感がいたします。しかしこの問題を単にブームとしてとらえるだけでいいのでしょうか。熱狂的な状態、浮かれている状態をブームと呼んでいますが、とかく

ブームは一時的な現象で終わってしまいます。しかし環境問題はそれではいけないのです。自然だ、地球だといったマスコミのとりあげる一時的なブームに流されず、自分たちの足元に忍びよる公害、環境汚染問題に注目し、身近かなところから、地域社会の環境保全に真剣に取り組むべきではないでしょうか。環境運動は生活に根ざした地道な努力の積み重ねにより、初めてやさしい自然環境「ふるさと地球」を守ることができるのです。

今日の地球環境問題は日本だけの問題ではないし、また外国の話でもないのです。

地球に住む一人一人が「地球市民」という意識をもって自分たちの環境を守るために何らかの行動をとることが必要だと思います。その先端を今われわれが開いてゆく活動をしなくてはなりません。

「シンクグローバリー、アクトローカリー」という言葉があります。この言葉の意味は、地球規模で考え、足元から行動を起こそうという事です。そしてわれわれが今すべき行動とは、まさしくアクトローカリーなのです。「地方の時代」を標榜した神奈川、私はまさに神奈川から、そしてJ Cから本当に地に足のついた環境運動に取り組むべきだと思います。

私たちが生きている地球、生かされている地球を、私たちの子供達に受けついでもらうために……………。

《夢を大きく、もっと素敵に》

あなたは自分のまちを愛していますか？

まちの歴史や文化を語れますか？

あなたのまちに夢がありますか？

その“夢”を瞳を輝かせて語れますか？

J Cはまちを変えていますか？

愛するまちの“夢”を描いて事業に取り組んでいますか？

あなたのまちにはJ Cは無くってはならない存在ですか？

そして、あなたはJ Cに誇りを持っていますか？

私は最初にこの文にふれたときがくぜんとしました。心の底からYESといえる項目がほとんどないのです。そして連日のようにJ C、J Cとって時間を費し、懸命に努力をしているはずだった自分はなんだったんだろうという思いにかられました。そして思いました。青年会議所に籍をおくメンバーとして自信をもってすべての項目をYESといえるようになりたいと。この思いはおそらく私だけではないと思います。

地域ビジョンの確立、1 L O M 1 物語運動、今、それぞれのL O Mで自分達の子や孫に明るい豊かなふるさとを残そうと必死にまちづくり運動にまい進しています。

自分達のまちは自分達でつくるんだという明確な意志をもって、それぞれのLOMがビジョンと行動を一致させる努力と、今起ころうとしている変化を体系的にとらえ地域にあった対応策を創造していくことが必要だと思います。まちづくりは行政だけではできません。ましてやJCだけでもできません。多くの人と語り自分達のまちをよく知り、その上で市民・行政、そしてマスコミとのネットワーク化をはかり、純粹に又、時にはしたたかに運動を展開することが必要だと思います。私たちの住む地域は地域に住む私たちの手で創りあげていくものです。各地の夢を実現に向けて行動するのは、それぞれの地に住む青年会議所です。ブロック協議会はその夢をもっと大きく、もっと素敵にする為のお手伝いができるような活動を積極的に推進していきたいと思います。

《神奈川はひとつ》

神奈川ブロック協議会の存在意義は、21LOMの活力と発展の上に成り立っていくものであり、ブロックを通じて「神奈川は一つ」を合言葉に全会員が青年会議所メンバーとしての心をついにし、未来の神奈川が、あるいは地域社会が、より心豊かな生活環境と、生きがい、働きがいのある「まちづくり」を達成する為の一助として、その役割を大いに発揮していくことにあると考えます。今一つのLOMだけでは解決できない問題や全体で取り組むべき課題などは数多くあります。例えば首都圏第3空港の問題・県下の東西南北のバランス問題・県西部の地震対策、あるいは、LOM内の会員拡大、地域ビジョンの確立等々これらの広域的な問題や共通の課題の解決の為にブロック協議会がコーディネーターとしての機能を発揮し十分に論議し、解決策を模索することにより、LOM間同志のコミュニケーションが更に強まり、地域間のネットワークが発展的に推し進められると考えています。ブロック協議会として、各地青年会議所間あるいは地区協議会、日本青年会議所を結ぶ連絡調整機関としての役割はもとより、情報伝達・情報サービスの促進、各地青年会議所の人材と情報を育成するための場としての研修機能の充実、特に新人研修についてはブロックならではの内容の充実をはかり、さらには運営・組織・運動の改革等、魅力あふれる神奈川ブロック協議会をめざし、私自身、力のあらん限り懸命に努力してまいり所存であります。伝統ある神奈川ブロック協議会発展のために、会員諸兄のご理解ご協力を心からお願い申し上げます。

社団法人 日本青年会議所関東地区
神奈川ブロック協議会
1992年度 基本方針

基 本 理 念

地球市民として、地球にやさしさを、地域に素敵さを

基 本 方 針

1. やさしさあふれる地球づくり
2. 地球市民の時代の人づくり
- 3.素敵さあふれるまちづくり
4. 魅力あふれるJCづくり

1992年度理事長所信

－基本的運動論と方向性－

諏訪子葉山青年会議所理事長 田 中 俊 樹

現在、日本青年会議所は、754 LOM 6万5千余名のメンバーより構成されており、それぞれの地域で綱領にそった「明るい豊かなまちづくり」を基本理念に積極的な活動が行われてきています。日本青年会議所と諏訪子葉山青年会議所の歴史を学ぶことにより、その歩みと主流の方向性の中に新たな一步を踏み出したいと考えております。

私は1988年の関東地区意識活性化特別委員会に出向させていただいた折、同委員会では宣言文の見直しを行い、時代にあった運動理念に変える必要があるのではないかという結論を出しました。翌年には日本J Cから新宣言が発表され、一昨年頃までは何か言いつらかったのも記憶に新しいと思います。ところが内容の変わったこの新宣言も1990年の豊橋での全国大会よりJ C宣言として認知され、何の違和感もなく朗読されるようになりました。このJ C宣言と綱領の中に現代のJ Cマンとしての基本的スタンスが凝縮されているのではないのでしょうか。今一度全メンバーもその内容の意味するところを潜在意識の中に深く刻みこんでいただきたいと思います。

本年度は、この運動理念にそった地域活動と同時に、組織運営が円滑に運ぶように、その心構えとして『心構え17項』を作成しました。解りやすく活動しやすい、そして笑顔のある一年間としたいと考えております。さらによくいわれる青年会議所運動の二本柱の人づくりとまちづくりには、どちらにも相通ずる二つの基本的スタンスがあると考えます。その一つは今ある問題を解決すること、もう一つは夢とビジョンを描くことです。

人づくりとしては、メンバーの家庭や会社での個人的、経済的問題の解決の糸口をみつけだし、明るい生活と経営を向上させることのできる手段などを学び取れるような活動内容を考えております。

まちづくりに関しては、地域の問題解決への話し合いの場の提供や、シンポジウムの開催なども考えられ、他方ではまちの夢やビジョンを具体的に提言していければと考えています。これらは悲しみを取り除き、喜びを与える無私の中にある慈悲の心にも通ずるのではないのでしょうか。J Cマンの個人の成功は地域の活性化につながり、J Cなくして諏訪子葉山の未来は語れない、そんな活動団体でなくては行けないと信じています。今の私たちの時代にすぐに出来なくても、後に続く後輩達の時代にはそうなることを願いつつ、理想に向かい、「一日一生」の想いで、メンバーと共に足並みをそろえながらこの階段を上がると同時に基礎がためを行っていく所存であります。時間の無駄とは消したくなるような思い出を作ること。全メンバー総力を結集し、すばらしい思い出を作るように頑張ろうではありませんか。

皆様の絶大なる御協力と御支援を重ねてお願い申し上げます。

「心構え17項」

和を以って貴しと似す

この17項は、聖徳太子の考えを基本にしており、21世紀の日本の青年会議所にも用いることが出来ればと願ひ、恐れ多くも現代版にも改良してみました。

原本を作るにあたって「詩経」「書経」「礼記」「論語」「中庸」「孟子」「管子」「中央記」「漢習」などが参考になったと言われております。当時の道徳と律法の集大成であったと同時に、日本における組織運営の原点と言えるのではないのでしょうか。

本年度、(社)逗子葉山青年会議所の運動を展開していく上で、この「心構え17項」を私の信念(心の柱)とさせていただきます、会員諸兄におかれましては、組織運営を円滑にするための基本的な心構えとしていただきたいと思います。

- 1項 まず和をもってすべての事項に接して下さい。
皆意見は、違うものです。先輩が穏やかで後輩が素直であれば J C 運動で達成出来ないものはありません。
- 2項 That faith in God gives meaning and purpose to human life.
(信仰は人生に意義と目的を与える)は、J C I クリートの最初の句です。
自問してみてください。
- 3項 父母祖先を敬うと同様、今日まで育てていただいた O B 諸兄には敬意を払い組織の先輩には進んで協力しましょう。
- 4項 理事は秩序の正しさを重んじましょう。理事が秩序を守らなければ、一般会員も守りません。
全員の会員が秩序を守れば、組織はスムーズに動きます。
- 5項 私欲を捨て勇気を持って意見を述べましょう。
そして、問題があるときは出来るだけ早く先輩に相談しましょう。
- 6項 善を勧め、悪をこらしめるのは、古くからの良い教え方です。人にへつらったり、こびたり、人の欠点や悪口を言う人は、(社)逗子葉山青年会議所に忠義の心なく、同時に他の会員に思いやりのない証です。
やがては、組織を乱します。
- 7項 人生は劇場です。一年間与えられた役を如何に完全に演じられるか自分を試しして下さい。

一人一人が立派に役を演じると人に感動を与えられ自分たちにも良い思い出となります。

本年度 _____ の役を演じるのは _____ です。

- 8項 理事は、一般会員以上に J C 優先に時間割を考えて下さい。
理事が動かないとその下の会員が迷惑します。
- 9項 人を信じることは、正義のもとです。
不信感を抱くと全ての失敗の原因になります。
- 10項 人間にはそれぞれの心があり、意見が違うものです。
ですから、意見が違うと言って怒ったりしてはいけません。
善悪・優劣は、だれにも決められません。
- 11項 功績をほめ、失敗は、素直に詫びるようにしましょう。
- 12項 理事は、自分たちのためだけに会員を動かしてはいけません。
- 13項 全会員は担当委員会を明確にし、その活動内容を把握して下さい。もし、仕事や病気で活動出来ない場合は、必ず先輩の人と相談し代わりの方が行うようにして下さい。また、復帰した際には、現状をよく把握し、会議を乱さないように心がけて下さい。
- 14項 まれにしかない才能を見たときには、一緒に喜びましょう。
他人を嫉妬し始めると、自分をだめにします。
- 15項 自らを後にし、(社)逗子葉山青年会議所の為に活動することも会員の役目だと思います。
J C 活動を嘆くと周りの心が乱れ組織に悪影響を与えます。
悩みごとがあるときは嘆く前にまず先輩に相談して下さい。
- 16項 会員が仕事で忙しいときは、無理矢理 J C の仕事を押しつけないで下さい。
時を待ちましょう。
- 17項 独断で決定しないようにしましょう。必ず多くの人と相談するように心がけて下さい。

意識の脱皮、自らの殻を破れ！

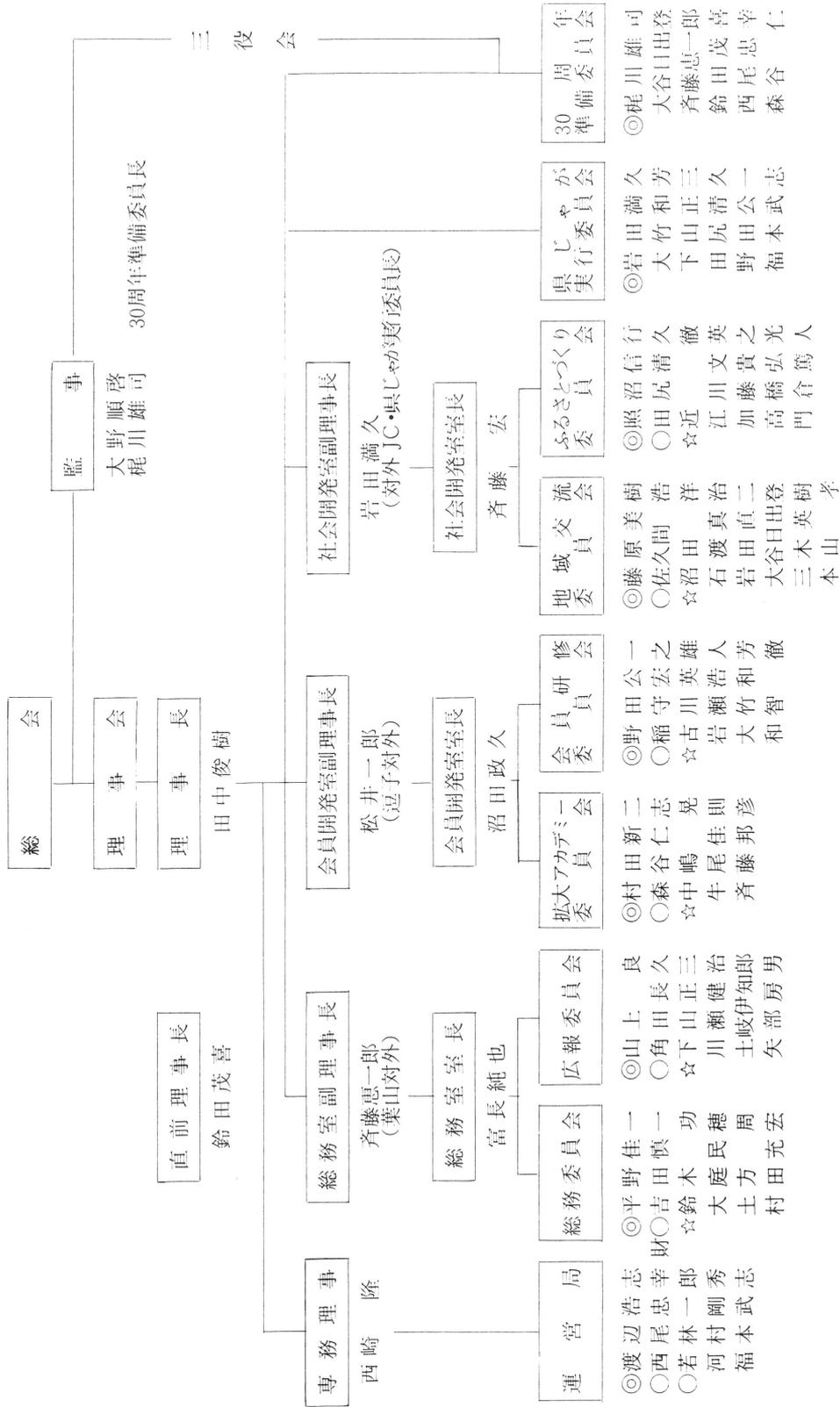
1992年度・社団法人 逗子葉山青年会議所スローガン

夢をかたちにまちづくり

歌おう地球の応援歌

1992年度・社団法人 日本青年会議所スローガン

1992年度 社団法人逗子葉山青年会議所組織図



◎は委員長・局長 ○は副委員長・次長 ☆は運営幹事

1992年度 例会・理事会日程表

月	第1例会	担 当	第2例会	担 当	三 役 会	理 事 会
1月	22日 (水)	総 会 拡大・総務委員会			8日 (水)	14日 (火)
2月	5日 (水)	地 域 交 流	19日 (水)	会 員 研 修	4日 (火)	12日 (水)
3月	4日 (水)	ブロック公式訪問	18日 (水)	ふ る さ と	5日 (木)	11日 (水)
4月	8日 (水)	地 域 交 流	22日 (水)	広 報	7日 (火)	15日 (水)
5月	20日 (水)	会 員 研 修			6日 (水)	13日 (水)
6月	3日 (水)	地 域 交 流	17日 (水)	拡 大	1日 (月)	10日 (水)
7月	8日 (水)	ふ る さ と	19日 (日)	ブロック会員大会 (茅ヶ崎)	6日 (月)	15日 (水)
8月	19日 (水)	総 会 総務委員会・拡大			5日 (水)	12日 (水)
9月	11日 (金)	県 じ ゃ が	16日 (水)	会 員 研 修	1日 (火)	9日 (水)
10月	3日 (土)	全 国 大 会 (函館)	21日 (水)	3 L O M (藤沢)	8日 (木)	14日 (水)
11月	4日 (水)	ふ る さ と	18日 (水)	30 周 年	2日 (月)	11日 (水)
12月	21日 (月)	総会・卒業式 総務委員会・拡大			2日 (水)	9日 (水)

1992年度ブック・地区・日本J C年間スケジュール

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
神奈川県 ブック	18日(出) 正副会長会議 25日(出) 京都会議 ブックナイト	2日(出) 全体会議(横浜) 委員会(横浜)	16日(出) 正副会長会議 28日(出) 地区長公式訪問 委員会(横浜)	13日(出) 正副会長会議 7日(出) 地区長公式訪問 委員会(藤沢)	18日(出) 正副会長会議 30日(出) 委員会(三浦)	15日(出) 正副会長会議 27日(出) 委員会(平塚)
関東地区		15日(出) 委員会(立川)	14日(出) 役員ブック長会議	11日(出) 役員ブック長会議	9日(出) 役員ブック長会議	13日(出) 役員ブック長会議
日本J C	24日(出) 評議員会(京都) 25日(出) 理事長フォーラム (京都) 26日(出) 総会(京都)	23日(出) 懇談会	22日(出) 評議員会(東京)	19日(出) 懇談会	20日(出) 懇談会 10日(出)~20日(出) 国際アカデミー 21日(出)~24日(出) ASPARK北九州 グローバル・トレニー ング・スクール	
神奈川県 ブック	20日(出) 正副会長会議 18日(出) 委員会(茅ヶ崎) 19日(出) 委員会(茅ヶ崎)		14日(出) 正副会長会議 26日(出) 委員会(横須賀)	12日(出) 正副会長会議 24日(出) サヨナラブック (小田原)		
関東地区	11日12日(出) 太田コンベンション 委員会		19日(出) 役員ブック長会議	17日(出) 役員ブック長会議	21日(出) さよなら関東地区 委員会	
日本J C	24日(出) TOY P大賞 24日(出) 評議員会(東京) 25日(出)~26日(出) 青年経済人会議	1日(出)~2日(出) 北方領土視察	13日(出) 懇談会	1日(出)~4日(出) 全国委員会(函館) 2日(出) 総会(函館) 評議員会(函館)	7日(出)~14日(出) 世界会議(マイアミ)	

1992年度 公式訪問・○周年日程表

No.	訪 問 日	L O M 名	会 場 等
1	2月10日(月)	津久井 J C	
2	2月13日(木)	座 間 J C	
3	2月18日(火)	鎌 倉 J C	
4	2月19日(水)	横 須 賀 J C	
5	2月20日(木)	綾 瀬 J C	
6	2月27日(木)	藤 沢 J C	
7	3月3日(火)	厚 木 J C	
8	3月4日(水)	逗子葉山 J C	
9	3月6日(金)	川 崎 J C	
10	3月10日(火)	海老名 J C	
11	3月17日(火)	大 和 J C	
12	3月18日(水)	三 浦 J C	
13	3月23日(月)	秦 野 J C	
14	3月24日(火)	小 田 原 J C	
15	4月2日(木)	平 塚 J C	
16	4月6日(月)	寒 川 J C	
17	4月7日(火)	伊 勢 原 J C	
18	4月14日(火)	茅ヶ崎 J C	
19	4月20日(月)	あしがら J C	
20	4月23日(木)	相 模 原 J C	
21	5月8日(金)	横 浜 J C	

○周年 6月14日 横須賀 J C 40周年
 9月20日 三浦 J C 30周年
 9月～10月 津久井 J C 10周年

1992年度 役員名簿

役職名	氏名	住所
理事長	田中俊樹	神奈川県鎌倉市大町6丁目6番14号
直前理事長	鈴田茂喜	神奈川県三浦郡葉山町堀内1887番地
副理事長	斉藤恵一郎	神奈川県横浜市金沢区六浦町652番地の94
〃	松井一郎	神奈川県横須賀市久里浜5丁目15番10号
〃	岩田満久	神奈川県三浦郡葉山町長柄1642-253
専務理事	西崎隆	神奈川県横浜市栄区上之町9番地の5
室長理事	富長純也	神奈川県三浦郡葉山町長柄1558番地の8
〃	沼田政久	神奈川県逗子市桜山5丁目7番13号 C号
〃	斉藤宏	神奈川県三浦郡葉山町堀内365番地
理事	渡辺浩志	神奈川県横須賀市二葉1丁目1番11号
〃	平野佳一	神奈川県逗子市新宿2丁目11番17号
〃	山上良	神奈川県逗子市池子2丁目4番15号
〃	村田新二	神奈川県逗子市桜山5丁目12番地A-4
〃	野田公一	神奈川県三浦郡葉山町堀内1826番地
〃	藤原美樹	神奈川県逗子市桜山9丁目2番39号
〃	照沼信行	神奈川県逗子市山の根3丁目11番21号
〃	西尾忠幸	神奈川県逗子市久木8丁目19番61号
〃	若林一郎	神奈川県横須賀市小川町25番地の3 403号
〃	吉田慎一	神奈川県逗子市池子2丁目1番7号
〃	角田長久	神奈川県逗子市逗子5丁目8番3号
〃	森谷仁志	神奈川県三浦郡葉山町長柄1023番地の1メゾン葉山101
〃	稲守宏之	神奈川県三浦郡葉山町一色1487番地
〃	佐久間浩	神奈川県横須賀市秋谷5413番地
〃	田尻清久	神奈川県三浦郡葉山町堀内1005番地
監事	大野順啓	神奈川県逗子市久木5丁目12番17号
〃	梶川雄司	神奈川県逗子市久木4丁目13番20号

1992年度 出 向 者 名 簿

神奈川ブロック協議会出向者名

会員会議所執行部会議	代表委員	岩	田	満	久
”	委員	斉	藤	恵	一郎
”	委員	松	井	一	郎
会員大会連絡会議	委員	稲	守	宏	之
首都圏第3空港特別委員会	委員	斉	藤	邦	彦
ふるさと地球運動推進特別委員会	委員	若	林	一	郎
地域ビジョン策定特別委員会	委員	斉	藤		宏
研修スクール特別委員会	副委員長	沼	田	政	久
”	委員	和	智		徹
”	委員	近			徹
コミュニケーション推進特別委員会	副委員長	松	井	一	郎
”	委員	大	竹	和	芳
総務財務特別委員会	委員	富	長	純	也
広報特別委員会	委員	下	山	正	三

関東地区協議会出向者名

8ブロック合同研修	委員	沼	田	政	久
-----------	----	---	---	---	---

日本青年会議所出向者名

全国大会特別委員会	副委員長	鈴	田	茂	喜
”	委員	西	尾	忠	幸

1992年度事業計画書

ふるさとづくり事業

ふるさとづくり委員会

委員長 照 沼 信 行

1. 事業方針

地域の夢と問題を自然環境や文化というフィルターを通して考え、より強い「地域愛」を育成し、地域住民と共にふるさと返子、ふるさと葉山づくりに貢献していく。

2. 事業内容

① 研修会の開催

- (ア) 主 題 地域の自然環境の探求
- (イ) 時 期 平成4年3月
- (ウ) 場 所 逗子市・葉山町
- (エ) 対象人員 100名程度

② 研修会の開催

- (ア) 主 題 地域住民と自然環境について探求
- (イ) 時 期 平成4年7月
- (ウ) 場 所 逗子市商工会館
- (エ) 対象人員 100名程度

③ シンポジウムの開催

- (ア) 主 題 自然環境の夢と問題提議
- (イ) 時 期 平成4年11月
- (ウ) 場 所 逗子市商工会館
- (エ) 対象人員 100名程度

地域交流事業

地域交流委員会

委員長 藤 原 美 樹

1. 事業方針

現在の行政活動の流れを認識しながら、今後の活動や方向性を考え、逗子・葉山の特性である海を利用したスポーツを通して、行政や地域住民と交流を深める。

2. 事業内容

① 講演会の開催

- (ア) 主 題 逗子地域社会の問題探求

- (イ) 時 期 平成4年2月
- (ウ) 場 所 逗子市商工会館
- (エ) 講 師 地域行政関係
- (オ) 対象人員 50名程度

② 講演会の開催

- (ア) 主 題 葉山地域社会の問題探求
- (イ) 時 期 平成4年4月
- (ウ) 場 所 逗子市商工会館
- (エ) 講 師 地域行政関係
- (オ) 対象人員 50名程度

③ ジェットスキー大会

- (ア) 主 題 行政・諸団体等との共同の開催
- (イ) 時 期 平成4年6月
- (ウ) 場 所 葉山町内
- (エ) 対象人員 200名程度

会 員 研 修 事 業

会 員 研 修 委 員 会

委員長 野 田 公 一

1. 事業方針

新しい時代のリーダー、リーダーシップについて2回の例会を通して研修し、意識の向上を図る。

2. 事業内容

① 講演会の開催

- (ア) 主 題 最も身近なリーダーシップ
- (イ) 時 期 平成4年2月
- (ウ) 場 所 逗子市商工会館
- (エ) 講 師 境野 勝悟 氏
- (オ) 対象人員 逗子・葉山J C会員

② 家族会の実施

- (ア) 主 題 会員と家族の親睦を深める
- (イ) 時 期 平成4年5月
- (ウ) 場 所 近 郊
- (エ) 対象人員 逗子・葉山J C会員と家族

③ 講演会の開催

- (ア) 主 題 さらに大きなリーダーシップへ
- (イ) 時 期 平成4年9月
- (ウ) 場 所 逗子市商工会館
- (エ) 講 師 未 定
- (オ) 対象人員 逗子・葉山J C 会員

拡大アカデミー事業

拡大アカデミー委員会

委員長 村 田 新 二

1. 事業方針

会員拡大を計り、J C 運動や各種活動，組織について研修をおこない，OB 諸兄・会員間の親睦を深める。

2. 事業内容

① 賀詞交歓会の開催

- (ア) 主 題 賀詞交歓会
- (イ) 時 期 平成4年1月
- (ウ) 場 所 ポモドーロ クニ
- (エ) 対象人員 80名程度

② 研修会の開催

- (ア) 主 題 新入会員・会員の研修
- (イ) 時 期 平成4年6月
- (ウ) 場 所 逗子市
- (エ) 対象人員 70名程度

③ 親睦会の開催

- (ア) 主 題 相互間の親睦の深める
- (イ) 時 期 平成4年8月・12月
- (ウ) 場 所 逗子市・葉山町
- (エ) 対象人員 100名程度

広 報 事 業

広 報 委 員 会

委員長 山 上 良

1. 事業方針

L O M 唯一の機関誌としての責任を認識し，情報・報告を広い視点で捕えながらL O M の

中での活動内容、各委員会の例会PR等を重点に、価値ある情報を提供することを目指し、同時に個人の意見を尊重した魅力のある広報誌を作成することにより会員の心豊かな成長と先輩を重んじる心の育成を図り、OBと現役メンバーとのきずなを深めることを目的とし、併せて、委員会メンバー全員が一年間の活動によって、文書作成能力及び実行力・表現力等が広報活動を通してメンバー個々の能力を向上させることを目標とする。

2. 事業内容

① 機関誌「J C, P R E S S」の発行

- (ア) 内 容 例会PR, 各委員会事業報告, OB及び会員の夢物語
- (イ) 発行部数 250部を年7回
- (ウ) 配布先 会員, OB及び地域経済団体他
- (エ) 発行日 1月, 3月, 5月, 7月, 9月, 10月, 12月の第二例会に発行予定

② 対外誌「J C P R E S S」の発行

- (ア) 内 容 J Cの歩み, J CのPR, J Cとしての役割, 在り方
- (イ) 発行部数 30,000枚
- (ウ) 配布方法 逗子, 葉山一般住民に新聞折り込み
- (エ) 発行日 4月下旬予定

③ OBとの合同例会

- (ア) 主 題 OB合同例会
- (イ) 時 期 平成4年4月
- (ウ) 場 所 逗子もしくは葉山内
- (エ) 対象人員 メンバー及びOB 180名

④ 葉山町事業の協力

- (ア) 内 容 葉山町で行なわれる献血事業の協力
- (イ) 時 期 平成4年3月
- (ウ) 場 所 葉山町役場前
- (エ) 対象人員 メンバー及び一市一町

⑤ 近隣青年会議所との合同事業

- (ア) 主 題 逗子, 鎌倉, 藤沢青年会議所合同例会
- (イ) 時 期 平成4年10月
- (ウ) 場 所 藤沢市内
- (エ) 対象人員 3団体の会員を対象に200名程度
- (オ) 会 費 6,000円

1. 事業方針

社団法人逗子葉山青年会議所の事業・会計・会議の運営等総括的職務を遂行し、すべての活動が円滑かつ的確に運営されるように努力する。

- 通常総会及び卒業式（1月・8月・12月）年3回
- 出席率の発表 JCニュースへの掲載
- 会員必携は写真入りで作成（ネクタイ着用）
- 全会員の名刺を作成（写真入り）
- 新入会員の書類のまとめをする
- 総会資料の作成・理事の変更登記及び県への報告・会費の登録
- 会費の徴収
- 財務会計の管理
- 倉庫の整理及び備品の管理
- 新入会員入会式担当
- 理事会の議事録を作成します。

2. 事業内容

① 総会の開催

- (ア) 主 題 第1回通常総会
- (イ) 時 期 平成4年1月
- (ウ) 場 所 逗子市商工会館
- (エ) 対象人員 100名程度

② 総会の開催

- (ア) 主 題 第2回通常総会
- (イ) 時 期 平成4年8月
- (ウ) 場 所 未 定
- (エ) 対象人員 100名程度

③ 総会の開催

- (ア) 主 題 第3回通常総会・卒業式
- (イ) 時 期 平成4年12月
- (ウ) 場 所 葉山町
- (エ) 対象人員 100名程度

1. 事業方針

現代社会にあって、人との付合や交わりはかなり多いものである。ましてや、青年会議所という公に認知されている団体であれば尚更である。地域との関係・行政との関係・近隣J C・ブロック・日本J C等相当数の交流である。

過去のL O M内においては、毎年一人か二人で行ってきたこれらのことを本年度は組織として対応し、システム化を図りそれを通して、メンバーが成長することを目的とする。

- L O M及び理事会が円滑に運営されるよう務める。
- L O Mの渉外役として、会議・式典・大会等の情報を収集し、いち早く会員に知らせ積極的に参加するよう働きかける。
- 日本J C・地区・ブロックへの出向者の広報支援を行う。
- 出向者報告書・委員会報告書の取りまとめを行う。
- 専務理事直属として、その仕事の補佐をする。
- 京都会議 1月25日(土)・26日(日)
- A S P A C 5月21日(木)～24日(日)
- 大田地区コンベンション 7月11日(土)・12日(日)
- 青年経済人会議 7月25日(土)・26日(日)

2. 事業内容

① 公式訪問の開催

- (ア) 主 題 神奈川ブロック協議会会長公式訪問
- (イ) 時 期 平成4年3月
- (ウ) 場 所 未 定
- (エ) 対象人員 100名程度

② 各種大会への参加

- (ア) 主 題 神奈川ブロック会員大会への参加
- (イ) 時 期 平成4年7月
- (ウ) 場 所 茅ヶ崎
- (エ) 対象人員 60名程度

③ 各種大会への参加

- (ア) 主 題 全国会員大会への参加
- (イ) 時 期 平成4年10月
- (ウ) 場 所 函 館
- (エ) 対象人員 100名程度

県じゃが実行事業

県じゃが実行委員会

委員長 岩田満久

1. 事業方針

1992年度の「神奈川ブロックじゃがいも大会」を(社)逗子葉山青年会議所にて主管することが正式に決定致しました。本大会を成功させるための企画、立案、運営等を行うことを目的とし、『県じゃが実行委員会』を組織します。また、本大会を運営、開催することにより、LOM全メンバーが結束し、LOMの活性化を促すと共に、委員会並びにLOMメンバー全員が成長することを目的とします。

2. 事業内容

① 県じゃがの開催

- (ア) 主 題 神奈川ブロックじゃがいも大会
- (イ) 時 期 平成4年9月
- (ウ) 場 所 未 定
- (エ) 対象人員 160名程度

30周年準備事業

30周年準備委員会

委員長 梶川雄司

1. 事業方針

私たちの青年会議所も3年後の1994年(平成6年)には、創立30周年を迎えます。30周年といっても考えかたでは一つの通過点かも知れません。しかし昭和39年、この逗子・葉山の地に『明るい豊かな社会づくり』の理念を掲げ逗子青年会議所が誕生しました。そして、JCの理念、時代背景、地域に根差した事業を次々に展開してきました。1987年には法人格を取得し、1990年には名称も逗子葉山青年会議所となりました。しかし現在の逗子葉山青年会議所を作ったのは、卒業された多くの先輩方、諸団体、地域の方々だということを決して忘れてはいけません。そのためにも30周年を一つの区切りとし、過去の反省と21世紀に向けメンバー一人一人が初心に戻ってJC運動を展開する始まりの時にしたいと思います。そのために、委員会では次のように考えます。

① I♥OBの展開

メンバーとOBとの連携を密にし、その為の例会を一回開催

② 30周年基礎資料の研究・作成・準備

記念式典・記念講演・記念事業・記念誌等

③ JCなんでも相談室の開設

JCでの疑問、不満等私たちの解る範囲でお答えします。

2. 事業内容

- (ア) 主 題 20周年基本資料作成準備
- (イ) 時 期 平成4年11月
- (ウ) 場 所 逗子市商工会館
- (エ) 対象人員 100名程度

1992年度 収支予算書総括表

(1992年1月1日より1992年12月31日まで)

(単位：円)

科 目	合 計	一 般 会 計	事務所取得積立金	30周年積立金
I 収入の部				
入会費収入	260,000	260,000	0	0
助成金収入	6,643,700	6,643,700	0	0
寄付金収入	350,000	350,000	0	0
雑収入	0	0	0	0
繰入金収入	300,000	300,000	0	0
繰上利息	9,603,389	0	8,526,912	1,076,477
受取利息	509,745	0	468,980	40,765
当期収入合計	17,666,834	7,553,700	8,995,892	1,117,242
前期繰越収支差額	600,275	600,275	0	0
収入合計	18,267,109	8,153,975	8,995,892	1,117,242
II 支出の部				
ふるさとづくり事業費	450,000	450,000	0	0
地域交流事業費	1,500,000	1,500,000	0	0
会員研修事業費	710,000	710,000	0	0
拡大アカデミー事業費	600,000	600,000	0	0
広報事業費	650,000	650,000	0	0
県じゃがいも実行事業費	100,000	100,000	0	0
30周年準備事業費	100,000	100,000	0	0
運営費	3,480,775	3,480,775	0	0
繰入金支出	463,200	463,200	0	0
繰上金支出	100,000	100,000	0	0
特定預金支出	0	0	0	0
当期支出合計	8,153,975	8,153,975	0	0
当期収支合計	10,113,134	0	8,995,892	1,117,242
次期繰越収支差額	10,113,134	0	8,995,892	1,117,242

1992年度 収支予算書

(1992年1月1日から1992年12月31日まで)

収入の部

(単位：円)

科 目	予 算	前年度予算	増 減	備 考
1.入会金収入 入会金収入	260,000 260,000	400,000 400,000	△ 140,000 △ 140,000	新入会員 13名 × 20,000
2.会費収入 会費収入	6,643,700 6,643,700	6,750,200 6,750,200	△ 106,500 △ 106,500	正会員会費 4,620,000 55名 × 12 × 7,000 正会員特別会費 864,500 55名 × 13,000 + 13名 × 11,500 新入会員会費 546,000 13名 × 6ヵ月 × 7,000 特別会員終身会費 350,000 (7 + 7) × 25,000 事務所取得積立金 163,200 (55 + 13) × 2,400 賛助会員会費 100,000 10,000 (1口) × 10名
3.助成金収入 民間助成金収入	350,000 350,000	150,000 150,000	200,000 200,000	同友会 150,000 豆子RC 100,000 葉山RC 100,000
4.雑収入 雑収入	300,000 300,000	300,000 300,000	0 0	祝儀等
5.繰入金収入 繰入金収入	0 0	0 0	0 0	
当期収入合計	7,553,700	7,600,200	△ 46,500	
前期繰越収支差額	600,275	1,306,259	△ 705,984	
収入合計	8,153,975	8,906,459	△ 752,484	

支 出 の 部

科 目	予 算	前年度予算	増 減	備 考
1.ふるさとづくり事業費 研修会の開催費	450,000 450,000	670,000 670,000	△ 220,000 △ 220,000	年3回 諸謝金 186,500 賃借料 75,000 通信費 15,000 印刷費 120,000 消耗品費 40,000 予備費 13,500
2.地域交流事業費 講演会の開催費	1,500,000 100,000	2,030,000 400,000	△ 530,000 △ 300,000	年2回 会議費 30,000 通信費 5,740 印刷費 1,180 賃借料 12,720 消耗品費 18,540 諸謝金 15,000 予備費 16,820
イベントの開催費	460,000	630,000	△ 170,000	印刷費 100,000 消耗品費 60,000 通信費 8,850 会議費 80,000 福利厚生費 80,000 諸謝金 111,111 予備費 20,039
各種大会への助成金	370,000	610,000	△ 240,000	全国大会 300,000 関東地区大会 10,000 青年経済人 10,000
負担金支出	570,000	390,000	180,000	京都會議 50,000 日本J C 40,000 神奈川ブロック 120,000 会員会議所 410,000
3.会員研修事業費 親睦会の開催	710,000 150,000	790,000 0	△ 80,000 150,000	通信費 4,510 印刷費 5,590 消耗品費 9,270 会議費 126,000 予備費 4,630
講演会の開催	560,000	790,000	△ 230,000	年2回 諸謝金 474,410 通信費 4,510 印刷費 11,180 消耗品費 18,540 会議費 20,000

科 目	予 算	前年度予算	増 減	備 考
				賃借料 予備費 14,560 16,800
4.拡大アカデミー事業費	600,000	460,000	140,000	
親睦会の開催費	380,000	260,000	120,000	年3回
研修会の開催費	220,000	200,000	20,000	諸謝金 65,000
				賃借料 7,280
				通信費 2,255
				印刷費 3,095
				消耗品費 135,770
				予備費 6,600
5.広報事業費	650,000	630,000	20,000	
機関誌の発行費	550,000	608,000	△ 58,000	年8回
OBとの合同事業費	20,000	22,000	△ 2,000	会議費 2,200
				通信費 15,334
				印刷予備費 1,910
				556
近隣J.Cとの 合同事業費	80,000	0	80,000	諸謝金 60,000
				通信費 2,255
				印刷費 15,550
				予備費 2,195
6.県じゃがいも実行事業費	100,000	0	100,000	消耗品費 97,000
				予備費 3,000
7.30周年準備事業費	100,000	0	100,000	賃借料 30,000
				通信費 14,268
				印刷費 54,130
				予備費 1,602
8.運営費	3,480,775	3,649,259	△ 168,484	
会議費	192,800	322,800	△ 130,000	公式訪問 100,000
				通常総会 30,000
				理事会会場費 62,800
旅費交通費	150,000	150,000	0	
通信費	100,000	100,000	0	電話代 30,000
				葉書代 70,000
消耗什器備品	20,000	20,000	0	
消耗品費	166,400	192,000	△ 25,600	ネームプレート 1300・ 36,400
				バッチ 1500×13
				J.C手帳 650×200冊 130,000
印刷費	1,165,275	1,046,189	119,086	総会資料 300,000
				印刷費 550,275
				看板代 50,000
				封筒代 50,000
				便箋代 20,000
				例会,理事会通知 80,000

科 目	予 算	前年度予算	増 減	備 考
負担金支出	916,300	988,270	△ 71,970	理事選挙 15,000 代書代 100,000 国際協力基金 100,375 J C I 会費 74,800 日本 J C 会費 160,000 岡地区会費 43,125 ブロック会費 305,000 A S P A C 支援金 27,500 日本 J C 機関紙 205,500
慶弔費	350,000	390,000	△ 40,000	卒業生記念品 170,000 褒賞費 30,000 慶弔費 150,000
事務委託費	300,000	300,000	0	商工会事務委託費
租税公課	20,000	20,000	0	役員変更登記
雑費	100,000	100,000	0	
9.繰入金支出	463,200	487,200	△ 24,000	
繰入金支出	463,200	487,200	△ 24,000	事務所取得積立金 163,200 30周年積立金 300,000
10.子備費	100,000	190,000	△ 90,000	
子備費	100,000	190,000	△ 90,000	
支出合計	8,153,975	8,906,459	△ 752,484	

1992年度 事務所取得積立金特別会計収支予算書

(1992年1月1日より1992年12月31日まで)

(単位：円)

科 目	予 算 額
I 収入の部	
繰入金収入	8,995,892
当期収入合計	8,995,892
前期繰越収支差額	0
収入合計	8,995,892
II 支出の部	
助成金支出	0
当期支出合計	0
当期収支差額	8,995,892
次期繰越収支差額	8,995,892

1992年度 30周年積立金特別会計収支予算書

(1992年1月1日より1992年12月31日まで)

(単位：円)

科 目	予 算 額
I 収入の部	
繰入金収入	1, 1 1 7, 2 4 2
当期収入合計	1, 1 1 7, 2 4 2
前期繰越収支差額	0
収入合計	1, 1 1 7, 2 4 2
II 支出の部	
助成金支出	0
当期支出合計	0
当期収支差額	1, 1 1 7, 2 4 2
次期繰越収支差額	1, 1 1 7, 2 4 2

1991年度事業報告書

長期ビジョン策定委員会

委員長 斎藤 宏

事業内容

1. 長期的視野に立ち、JCとまち（地域）との関わりのビジョンを策定していく事を目指し、その切り口として交通問題をとらえた3回の例会と、葉山町との共同事業によるウォークラリーを開催した。
2. 4月第1例会は、モータージャーナリストの三本和彦氏を講師に招き、ドライバーから見た様々な交通問題、地域性を考えたまちづくりや、その活動のありかた等について講演していただいた。
3. 7月第2例会は、湘南国際村における葉山の近未来交通アクセスをテーマに、県庁職員2名を招き、国際村関係と道路関係をそれぞれ講演していただいた。
4. 9月第2例会は、『1st 歩け歩こうラリー in はやま』を実施した。葉山町教育委員会の主催、そして葉山町体育指導委員連絡協議会と共にこれを主管した。
5. 11月第1例会は、『地域社会と共にあるべきJCのビジョン』をテーマにテーブルディスカッションを行い、現状の交通問題を再認識した後、それを切り口とし、各テーブルで活発な討論をしてまとめ、発表を行った。

事業反省

我々委員会は、4月、7月に逗子葉山における、交通問題や近未来交通アクセスをテーマにした2回の講師例会を行った。その中で、『JCと地域の関わり』を考える上で、各メンバーに対し、その意識の大切さをどれだけアピールできたかは疑問である。そして、その実践といえるべき、行政と地域団体との共同で行ったウォークラリーは、イベントとしては成功したが、メンバーの多くは、担当委員会の協力という、手伝い意識ではなかったのだろうか？ 対外的な社会開発事業を行う事は、JCそのものをPRできる他に、メンバー個々のPRも大切であり、そして何より地域団体、地域住民をどの位巻き込んでいるかが重要な事であり、その様にすべきであったと感じる。

申し送り事項

今後、JCの地域にあるべきスタンスを考えると、社会開発事業は、単なる継続的な地域協力ではなく、地域を巻き込みながら共に考えたビジョンに向かって、その体験や経験による活動力や組織力をいかし、長期的そして主導的なやり方で、進めて欲しいと思います。

委員会開催日

1990年 10/3 10/11 10/19 10/26 11/2 11/13 11/23 12/20

1991年 1/9 1/18 1/29 2/7 3/4 3/12 3/26 4/3 5/21 5/22 5/29 6/1 6/4
 6/18 7/1 7/11 7/15 8/2 8/9 8/29 9/5 9/9 9/13 9/16 9/20 9/22
 9/23 10/11 10/25 10/28 10/29 11/4 11/25 12/4 12/18 12/25

計44回

会員拡大委員会

委員長 土方 周

事業内容

1. 20名の会員の拡大を目標に、青年会議所の会員拡大を計り、9名の会員拡大を行なった。
1. 3月6日、葉山町福祉文化会館に、山本淳正OBをお招きし『JCあれこれ』と題し、会員拡大の為の例会を行なった。
1. 8月27日、元町会館に於いて第1回新入会員オリエンテーションを行ない、新入会員にJCの組織、目的、活動の説明を行なった。
1. 12月3日、葉山町商工会館に羽山泰弘氏をお招きし『青年の道、企業も、家庭も、JCも』と題し、第2回新入会員オリエンテーションを行なった。
1. 新入会員入会用パンフレットの作成を行なった。(1,000部)

事業反省

20名の会員拡大の目標を達成できなかった。目標の設定方法、委員会の運営等、問題があったと思う。

申し送り事項

会員の勧誘に行くと、まず聞かれることは、「JCに入ると、出ることが多いから、入会はちょっと考えてしまう。」という意見を聞きます。今、時代は、マイホームパパが多くなってきています。全国大会、アスパック、〇〇周年に、動員されるのは困るが、まちづくり運動をするなら良いという考えの人も多くなってきています。西村次年度日本JC会頭がおっしゃるようなパートタイム青年会議所というのも会員拡大の一つの手段となると思いますので、ぜひ、御検討下さい。

委員会開催日

1990年 10/2 10/12 10/20 10/26 11/5 11/14 11/22 11/30 12/6 12/14
 1991年 1/24 2/12 2/18 3/1 3/12 4/18 4/23 5/13 5/28 6/8 6/28 7/3
 7/23 8/6 9/16 9/24 10/1 10/17 10/23 11/1 11/15 11/28 12/4

計33回

事業内容

1. 1月第一例会通常総会後賀詞交歓会は、逗子市長、葉山町長をはじめ、日頃お世話になっています行政や、諸団体の方々そしてOB同友会会長初めとたくさんのOBにも御出席を頂きまして、現役メンバーと懇親を深める事が出来た。
1. 2月第二例会公式訪問後の懇親会は、1月同様逗子マリーナにおきまして、神奈川ブロック役員並びに他20LOMよりの来訪者も多数おられ厳粛な公式訪問例会とは違いなやかに会員達とブロック役員の交流を深めた。
1. 5月第一例会家族会例会は、オープン間もないサンリオピューロランドへ、大型バス2台を要する参加者112名を数える。夢と希望の国でのロマン、今年も又一つ同じ思い出が出来たのではと思います。
1. 8月第二例会第2回通常総会後懇親会は、逗子マリーナのプールサイドへと舞台を移し次年度理事長予定者の所信も誇らしげにOBと現役との親睦を深める。
1. 10月第一例会全国会員大会参加例会は、一年がかりでJC会館を予約し、又、六本木のショーパブにて白馬青年会議所と合同懇親会も大好評でした。
1. 11月第二例会会員旅行は、全員浴衣姿での例会セレモニーをはじめ仮装大会の様な大宴会、卒業生と現役との変わらぬ友情を誓い合った。
1. 奥様会は、毎年直前理事長の主催で行われる。日影茶屋にて落語と食事。
1. 12月第二例会第三通常総会後懇親会卒業生を送る会は、名門日影茶屋におきまして、OB同友会よりも多数ご臨席を賜り本年度卒業生と、現役との最後の宴席を企画、実行、真心を込める大切さを知っていただけたと思います。

事業反省

予定者の時点での計画があいまいだと最後まで尾を引いてしまう。旅行先に魅力が無かった事。LOMの前に委員会内の親睦がまず一番。

申し送り事項

親睦無くして修練も、奉仕も、語れない。

起承転結の付けにくい所もあるが季節柄やご時世をうまく取り入れて、それに真心を込めれば立派な例会がかならずできる。人の意見に乗る！

委員会開催日

1990年	10/2	10/11	10/20	10/25	11/6	11/13	11/28	12/6						
1991年	1/10	1/17	1/29	3/7	3/29	4/3	4/9	4/24	5/9	5/28	6/11	6/25	6/30	
	6/30	7/18	7/27	8/14	8/31	9/9	9/27	10/17	10/29	11/9	11/17	12/4		

計32回

事業内容

1. “あなた株式会社”あなたという商品を高く売ろう。

年間テーマ『潜在能力開発法』

私たちは、自分自身という商品を製造し、販売しているようなものです。そこで、自分を「あなた株式会社」と設定し、いかにすれば“あなた自身”という商品をより魅力ある商品にできるか、そして、高く売ることができるかを、重要とおもわれる5つの要素を取り出して、判り易く実生活や仕事にも直ぐ役立つ内容で企画実行する。

2. 2月第1例会 行動力

第1回目の研修として自分という商品を高く売するためには、どうしたらいいのか、どんな生き方が素敵なのかを日本一の講演実績の持ち主であるといっても過言ではない田中真澄先生を講師にお迎えしご講演を戴いた。

演題『志が道を拓く』

3. 4月第2例会

“あなた株式会社”では、あなた自身という世界に一つしかない商品、個性豊かな商品を自分を取り巻く回りは、どのように、評価しているのかを知ること大切な情報と捉えて見ました。雑学の分野を通して自分自身の新発見や自分自身の情報力の強化そして、仲間を知ることを目的に行った。

《自分や仲間を知る＝情報力》《返子葉山JCネットワークの小冊子配布》

4. 7月第1例会

自分を売り込む。営業活動では、日常茶飯時使われている言葉です。物を売る世界はもちろんのこと技術を売ったり、サービスを提供したりしている世界でも、よくつかわれています。しかし、どの世界でもなかなか大変なことです。そこで、今回の研修は女性というすばらしい素材を通して、どの世界にも通用するような自分の売り込み方を行った。

5. 9月第1例会

最後の締めくくりとして、三好比呂己氏を講師にお迎えし、人生の成功者になるための方法をご講演いただいた。人生の成功者とは、自分の目標を達成した人のことを言うそうです。私たちも目標をしっかりとって自分自身の潜在能力を磨いて、人生の成功者になろうではありませんか。

事業反省

色々な潜在能力について展開してみました。その一つ一つが、つながりがあるようで、ないようにも感じました。一つのことを掘り下げてみても良かったのでは、と思いました。

また、例会のスタイルも従来の型にとらわれずに、ちょっとだけチャレンジしてみました。
メンバーの記憶に何か残ってくれていたら委員会としては幸せに思います。

申し送り事項

会員個人の能力開発だけにとどまらず J C 活動を理解してもらい意味に於いて奥さんや従業員の方、友人知人等なるべくオープンな形で例会を行うと本当の意味で周りから J C が理解されていくのではないのでしょうか。

委員会開催日

1990年 10/4 10/11 10/18 11/12 11/22 12/4 12/13
1991年 1/9 1/22 2/7 2/21 3/12 3/20 3/26 4/3 4/11 4/13 5/10 6/4
6/26 7/4 7/24 8/29 9/12 12/5 12/21 計26回

広 報 委 員 会

委員長 稲 守 宏 之

事 業 内 容

予 定 対内誌 10回 対外誌 2回 O B 合同例会 1回
実 態 対内誌 1月号, 2月号, 3月号, 4,5月号, 6,7月号, 8,9月号, 10月号
11,12月号
対外誌 未発行
O B 合同例会 1回

事 業 反 省

発行予定日に発行できなかった。
予定回数に満たなかった。(対内誌)
発行できなかった。(対外誌)
年令的话题に適した講師を呼んでの手造り例会は好評であった。参加予定数以上の O B の出席を得ることができた。
原稿依頼に御協力下さった方々に感謝いたします。

申し送り事項

会員への有意義な情報、O B へは活動の報告を、又、影の愛の声を次年度に期待します。

委員会開催日

1990年 9/25 9/29 10/4 10/11 10/13 10/23 10/30 11/6 11/13 11/27 12/4
12/8 12/14 12/18 12/21
1991年 1/4 1/19 1/29 2/12 2/18 2/26 3/5 3/12 3/26 4/9 4/23 5/14
5/28 6/4 6/17 6/18 6/19 7/9 7/23 8/10 8/13 9/10 10/8 10/22

総務委員会

委員長 富長純也

事業内容

1. 年3回の通常総会及び卒業式担当（1月，8月，12月）
1. 神奈川ブロック協議会会長公式訪問例会担当
1. 出席率の発表及び新入会員入会式担当
1. 会員必携作成及び新入会員の名簿追加作成・管理
1. 総会資料及び総会議事録の作成
1. 社団法人としての事務的諸手続き
1. 理事会の準備・開催及び理事会議事録作成
1. 財務会計の管理及び会費の徴収
1. 倉庫の整理及び備品の管理

事業反省

当委員会の活動は社会的事業とは異なり，管理及び総会が主で，縁の下の力持ち的な存在で，組織においても大変重要な役目をしております。年度当初委員会で掲げた毎回参加しやすく，又，分かり易く，みんなで作り上げる委員会づくりを目標に一年間行なっておりました。この一年間を振り返って見ると，一人一人が何らかの形で達成出来たのではないかと確信しております。事業及び会計・会議等が円滑な運営のためどの程度貢献出来たかとなると反省も多々あるかと思いますが，委員会メンバーが仕事の内容を分かって戴けたことが何よりも委員長冥利につきます。

申し送り事項

11月頃になると，次年度の予算書案の計上の時期になりますが，今年は財務はしっかりしておりましたが，メンバーの会費徴収等に苦勞致しましたので，次年度においては検討する必要があるのではないのでしょうか。又，次年度においては会員の名簿のリストを是非作成して戴ければと思います。最後になりますが，JCは単年度制ではありますが，しっかりした財務管理及び運営を継続して戴けるようお願いしてまとめさせていただきます。本当にLOMの三役，メンバーの皆様，ご協力ありがとうございました。

委員会開催日

1990年 9/7 10/3 10/13 10/18 10/26 11/2 11/9 11/13 11/17 11/19 11/30
 12/10 12/14 12/20 12/23 12/28

1991年 1/7 1/18 1/19 1/22 1/26 2/6 2/16 2/19 2/25 3/10 3/21 4/12

4/25 5/12 5/16 5/31 6/13 6/30 7/1 7/12 7/22 8/18 8/21 8/31
 9/12 9/27 10/6 10/20 11/4 11/11 11/18 11/22 11/30 12/12 12/19
 計51回

対 外 交 流 委 員 会

委員長 吉 田 慎 一

事 業 内 容

1. 継続事業である葉山町ソフトボール大会を再検討し、3月第2例会で主管した。
 その結果、継続事業を取りやめにする事とした。
2. ブロック会員大会を6月第2例会とし、「神奈川は一つ」を合い言葉に集って来るブロック内の他LOMとの交流を図った。
3. 10月第2例会にて、3LOM合同例会を行った。本年は鎌倉が主管し、西村次年度会頭予定者の講演を開催。
4. 12月第1例会に交流JCとして白馬JCと全国大会の日合同例会を開催。予定者の段階から友好JCの締結先を幅広く、色々な角度から検討し、友好JCの締結に至らなかったが、白馬JCと交流が持てた。

事 業 反 省

担当した事業がそれぞれ主旨・目的が異なり、委員会としては目標設定が難しかった。
 中には検討不足の事業もあった様に感ずる。

申 送 り 事 項

LOM全体で考えなければならない事は、委員会をベースとして何らかの手段でLOM全体の意見を引き出すべきだと感ずる。

委 員 会 開 催 日

1990年 10/8 10/24 11/1 11/6 11/13 12/26
 1991年 1/9 1/14 2/6 2/12 2/18 2/24 2/26 3/4 3/9 3/22 4/1 4/15 4/22
 5/7 5/15 6/3 6/17 6/22 7/22 8/31 9/9 9/28 10/2 10/28 12/2
 計31回

1991年度 収支決算書 総括表

(1991年1月1日から1991年12月31日まで)

(単位：円)

科 目	合 計	一 般 会 計	事務所取得積立金	30周年積立金
I 収入の部				
会費・入金収入	6,751,900	6,751,900	0	0
助成金収入	450,000	450,000	0	0
寄付金収入	0	0	0	0
雑収入	293,939	293,939	0	0
繰入金収入	9,139,940	0	8,366,112	773,828
当期収入合計	16,635,779	7,495,839	8,366,112	773,828
前期繰越収支差額	1,306,259	1,306,259	0	0
収入合計	17,942,038	8,802,098	8,366,112	773,828
II 支出の部				
長期ビジョン策定事業費	601,041	601,041	0	0
会員拡大事業費	344,499	344,499	0	0
ちよと素敵な人づくり事業費	366,396	366,396	0	0
研修スクール運営事業費	738,295	738,295	0	0
広報事業費	581,811	581,811	0	0
対外交流事業費	1,351,311	1,351,311	0	0
管理費	3,757,670	3,757,670	0	0
繰入金支出	460,800	460,800	0	0
助成金支出	0	0	0	0
予備費	0	0	0	0
当期支出合計	8,201,823	8,201,823	0	0
当期収支差額	9,740,215	600,275	8,366,112	773,828
次期繰越収支差額	9,740,215	600,275	8,366,112	773,828

1991年度 収支決算書

(1991年1月1日から1991年12月31日まで)

I 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算	決 算	差 異	備 考
1. 入 会 金 収 入	400,000	180,000	220,000	20,000×9名
2. 会 費 収 入	6,750,200	6,571,900	178,300	正会員会費収入 4,774,000 “ 特別会費収入 877,300 新入会員会費収入 545,600 特別会員終身会費 375,000
3. 助 成 金 収 入	150,000	450,000	△ 300,000	逗子ロータリークラブ 100,000 葉山 “ 200,000 同 友 会 150,000
4. 寄 付 金 収 入	0	0	0	
5. 雑 収 入	300,000	293,939	6,061	事業収益・祝儀等
6. 繰 入 金 収 入	0	0	0	
当期収入合計(A)	7,600,200	7,495,839	104,361	
前期繰越収支差額	1,306,259	1,306,259	0	
収 入 合 計 (B)	8,906,459	8,802,098	104,361	

Ⅱ 支出の部

(単位：円)

科 目	予 算	決 算	差 異	備 考
1.長期ビジョン策定事業費	670,000	601,041	68,959	
講演会の開催費	270,000	196,410	73,590	
イベントの開催費	350,000	358,867	△ 8,867	
研修会の開催費	50,000	45,764	4,236	
2.会員拡大事業費	460,000	344,499	115,501	
講演会の開催費	100,000	52,866	47,134	
研修会の開催費	200,000	143,233	56,767	
会員拡大の実施費	160,000	148,400	11,600	
3.ちょっと素敵な 人づくり事業費	630,000	366,396	263,604	
親睦会の開催費	230,000	167,646	62,354	
研修会の開催費	400,000	198,750	201,250	
4.研修スクール運営事業費	790,000	738,295	51,705	
研修会、講演会の開催費	790,000	738,295	51,705	
5.広 報 事 業 費	630,000	581,811	48,189	
機関紙の発行費	608,000	581,811	26,189	
OBとの合同事業	22,000	0	22,000	
地域商工業者との情報交換	0	0	0	
6.対 外 交 流 事 業 費	1,400,000	1,351,311	48,689	
青少年の育成に 関する協力事業	70,000	78,134	△ 8,134	
大会への参加動員費	20,000	5,432	14,568	
遠隔地青年会議所 との合同事業費	230,000	115,669	114,331	
各種大会への助成金	610,000	635,000	△ 25,000	
近隣青年会議所 との合同事業費	80,000	56,576	23,424	
負担金支出	390,000	460,500	△ 70,500	
7.管 理 費	3,649,259	3,757,670	△ 108,411	
会 議 費	322,800	196,608	126,192	
旅 費 交 通 費	150,000	150,000	0	
通 信 運 搬 費	100,000	106,017	△ 6,017	
消 耗 什 器 備 品 費	20,000	8,961	11,039	
消 耗 品 費	192,000	253,704	△ 61,704	

科 目	予 算	決 算	差 異	備 考
印刷製本費	1,046,189	1,439,497	△ 393,308	
負担金支出	988,270	845,625	142,645	
慶弔費	390,000	360,000	30,000	
事務委託費	300,000	300,000	0	
雜費	120,000	82,058	37,942	
租税公課	20,000	15,200	4,800	
8.助成金支出	0	0	0	
9.繰入金支出	487,200	460,800	26,400	
10.予備費	190,000	0	190,000	
当期支出合計(C)	8,906,459	8,201,823	704,636	
当期収支差額(B)-(C)	0	600,275	△ 600,275	
次期繰越収支差額	0	600,275	△ 600,275	

1991年度 事務所取得積立金特別会計収支決算書

(1991年1月1日から1991年12月31日まで)

(単位：円)

科 目	決 算 額
I 収入の部	
繰入金収入	7,840,800
受取利息	525,312
当期収入合計	8,366,112
前期繰越収支差額	0
収入合計	8,366,112
II 支出の部	
繰入金支出	0
当期支出合計	0
当期収支差額	8,366,112
次期繰越収支差額	8,366,112

1991年度 30周年積立金特別会計収支決算書

(1991年1月1日から1991年12月31日まで)

(単位：円)

科 目	決 算 額
I 収入の部	
繰入金収入	751,886
受取利息	21,942
当期収入合計	773,828
前期繰越収支差額	0
収入合計	773,828
II 支出の部	
繰入金支出	0
当期支出合計	0
当期収支差額	773,828
次期繰越収支差額	773,828

監 査 報 告 書

私たち監事は、(社)逗子葉山青年会議所定款第48条の定めに従い、(社)逗子葉山青年会議所の1991年12月31日までの業務の執行及び会計の状況について、厳正なる監査を行った結果、業務の執行は規約に準拠し、適切妥当に執行され、収支決算書総括表、収支決算書、事務所取得積立金及び30周年積立金特別会計は収支状況並びに財政状態が適正に表示されたものであることを認めます。

以 上

1991年12月31日

社団法人 逗子葉山青年会議所

監 事 石 井 守 (印)

監 事 加 藤 達 雄 (印)

私達は賛助会員を求めています。

(社) 逗子葉山青年会議所賛助会員募集要項

1. 賛助会員の定義

(1) (社)逗子葉山青年会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人および団体は理事会の承認により賛助会員として入会することができます。

但し、会費を納入しないときは退会とする。

(2) 会員資格は、当該年度限りの単年度制とする。

(3) 賛助会員を希望する者は、所定の申込書を理事会に提出して下さい。

2. 賛助会員の権利

賛助会員は、(社)逗子葉山青年会議所のあらゆる例会に、オブザーバーとして参加することが出来る。

3. 本要項は、(社)逗子葉山青年会議所の定款に定める賛助会員に関する規定および運営細則に矛盾しない。

本要項は、賛助会員の拡大とその運営を円滑ならしめる為の内規とし、賛助会員になろうとする者は、本要項に準じて(社)逗子葉山青年会議所の定める手続きを経ねばなりません。

4. 手 続 き

賛助会員になろうとする個人、法人もしくは団体は(社)逗子葉山青年会議所の定める申込書に記入し、理事会に提出しなければならない。そして、理事会の承認を受けた者は当月末日迄に申込み口数に相当する金額を所定の口座に納めることによって、翌日より正式に賛助会員となる事が出来る。

尚、継続して賛助会員になろうとする者は、理事会の承認を得て、申込書の提出を省略する事が出来る。

5. 会費及び振込口座

(1) 年 会 費 1口 10,000円(1口以上)

(2) 振込先口座 逗子信用組合 東逗子支店

当座 002016

(社)逗子葉山青年会議所

理事長 田 中 俊 樹

社団法人 逗子葉山青年会議所
賛助会員入会申込書

社団法人 逗子葉山青年会議所 理事長 殿

私は、社団法人 逗子葉山青年会議所定款承認の上、賛助会員として入会を申込みます。

平成 年 月 日

口 数 口 (円)

住 所



氏 名

(印)

又は

名 称

(印)

書簡郵送先（連絡先）

誓 約 書

私儀、今般社団法人 逗子葉山青年会議所賛助会員として入会を承認された節は、社団法人 逗子葉山青年会議所の定款に定める賛助会員として規則を遵守することを誓約致します。

平成 年 月 日

住 所



氏 名

(印)

又は

名 称

(印)

賛助会員予定者名簿

五十音順：1口10,000円

No.	口数	会社名及び氏名	住 所	電 話 番 号	代表者氏名
1	1口	秋 山 至	逗子市逗子5-5-36	0468-71-5000	
2	1口	(有)阿部興業	横浜市金沢区大川13-8	045-784-4448	阿部 洋
3	1口	大備建設工業(株)	逗子市沼間3-8-9	0468-72-7255	高橋雄三
4	1口	(株)かぎ家	三浦郡葉山町堀内999	0468-75-0015	山本淳正
5	1口	桐ヶ谷 覚	逗子市逗子1-11-18 (株)キリガヤ内	0468-73-0066	
6	1口	(株)弘平谷商店	横須賀市深田台73	0468-22-3350	弘平谷正雄
7	1口	(株)コヘヤ	三浦郡葉山町木古庭364	0468-78-7760	弘平谷正治
8	2口	(有)サンライズ	三浦郡葉山町木古庭1562-3	0468-78-9158	平林俊朗
9	1口	(有)総人	三浦郡葉山町一色559-11	0468-76-2319	山田達雄
10	1口	(有)東海企画	逗子市沼間3-8-9	0468-73-6639	高橋雄三
11	3口	(有)日影茶屋	三浦郡葉山町堀内16	0468-75-8166	角田庄右衛門
12	1口	(株)プラネット コーポレーション	横浜市金沢区大川13-8	045-784-4448	長谷川信行
13	1口	(有)山田運送	横須賀市森崎1-16-5	0468-36-0311	山田達雄

1992年1月14日現在

社団法人逗子葉山青年会議所定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人逗子葉山青年会議所（ZUSHI-HAYAMA Junior Chamber Inc. 以下「本会議所」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会議所は、事務所を神奈川県逗子市沼間 1 丁目 5 番 1 号に置く。

(目 的)

第 3 条 本会議所は、青年の英知と勇気と情熱を結集し、経済、社会、文化及び政治に関する諸問題の研究並びに社会開発の積極的な推進を行うことにより、地域経済社会の健全な発展を図り、もつて明るい豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第 4 条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 本会議所は、特定の政党又は政治団体のために活動しない。

(事 業)

第 5 条 本会議所は、第 3 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 経済、社会、文化、政治等に関する調査及び研究並びにその改善に資する計画の立案及び実現を推進する事業
- (2) 社会開発の推進及び青少年問題に関する事業
- (3) 指導力開発の知識及び教養の修得及び向上並びに能力の開発を利する事業
- (4) 社団法人日本青年会議所、国際青年会議所、国内国外の青年会議所及びその他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を推進する事業

(5) その他本会議所の目的達成に必要な事業

第 2 章 会 員

(会員の種類)

第6条 本会議所の会員は、次の3種とし、正会員をもつて民法上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 賛助会員

(会員の資格等)

第7条 会員の資格は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員 逗子市又は葉山町に住所又は勤務先を有する満20歳以上満40歳未満の品格ある青年
- (2) 特別会員 正会員であつた者で、満40歳を越えた者
- (3) 賛助会員 本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人又は法人

2 既に他の青年会議所の正会員である者は、本会議所の正会員となることができない。

3 第1項第1号の規定にかかわらず、事業年度途中で満40歳に達した者は、その事業年度内は、正会員とみなす。

(入 会)

第8条 本会議所に入会を希望する者は、正会員2名以上の推薦により別に定める入会手続きを経て申し込み、理事会の承認を得なければならない。

(会員の権利)

第9条 正会員は、すべての事業に参加する権利を平等に有する。

(会員の義務)

第10条 正会員は、この定款に定めるもののほか、諸規程その他の規則を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(入会金及び会費)

第11条 正会員になろうとする者は、総会において定めるところにより、入会金を納入しなければならない。

2 正会員は、総会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

3 特別会員は、総会において定めるところにより、終身会費を納入しなければならない。

4 賛助会員は、総会において定めるところにより、年会費を納入しなければならない。

(休 会)

第12条 正会員は、やむを得ぬ事由により長期間本会議所の活動に参加できないときは、休会届を理事長に提出し理事会の承認を得て休会することができる。

2 休会中の会員は、正会員としての権利の行使を停止する。

3 休会中の会費は、免除しない。

(退 会)

第13条 会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第14条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員の3分の2以上の同意により、これを除名することができる。

(1) 本会議所の目的遂行に反する行為のあつたとき。

(2) 本会議所の秩序を乱す行為のあつたとき。

(3) 会費を引き続き12箇月以上納入しないとき。

(4) 出席義務を履行しないとき。

(5) 本会議所の名誉を毀損し、又は本会議所の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

2 前項第1号、第2号又は第5号の規定により除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第15条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第 3 章 役員及び職員

(役員の種類別)

第16条 本会議所に、次の役員を置く。ただし、理事長、副理事長、専務理事、室長理事及び理事をもつて民法上の理事とする。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 3人
- (3) 専務理事 1人
- (4) 室長理事 3人
- (5) 理事（理事長、副理事長、専務理事及び室長理事を含む。） 23人以上27人以内
- (6) 監事 2人
- (7) 直前理事長 1人
- (8) 特別理事 若干人

(役員を選任)

第17条 役員（直前理事長及び特別理事を除く。）は、正会員のうちから総会において選任する。

- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 3 直前理事長は、前年度の理事長たる正会員が就任する。ただし、満40歳で理事長の任期を終了した者は、その事業年度内は正会員とみなして直前理事長に就任することができる。
- 4 特別理事は、理事長を経験した正会員（直前理事長を除く。）が就任す

る。

(役員職務)

第18条 理事長は、本会議所を代表し、所務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐して所務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本会議所の常務を分掌する。

4 室長理事は、副理事長を補佐し、その担当する委員会の事業の運営を統括する。

5 理事(直前理事長及び特別理事を除く。)は、理事会を構成し、所務の執行を決定する。

6 監事は、民法第59条の職務を行う。

7 直前理事長及び特別理事は、理事長経験を生かし、所務について必要な助言をする。

第19条 役員任期は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、会員の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたと認められるとき。

(事務局)

- 第21条 本会議所の事務を処理するため、事務所の所在地に事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長1人を置くことができる。事務局長を置かない場合は、総務委員長がこれを代行する。
 - 3 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が任命する。
 - 4 事務局長は、理事長の命を受け庶務を処理する。
 - 5 前各項のほか、事務局に関し必要な事項は、理事会で定める。

第 4 章 総 会

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもつて構成する。

(総会の種類)

第23条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の権能)

第24条 総会は、この定款に定めるもののほか、本会議所の運営に関し、重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第25条 通常総会は、毎年1月、8月及び12月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事会が招集の必要を議決したとき。
- (3) 正会員の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示した書面をもつて招集の請求があつたとき。

(総会の招集)

第26条 総会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による議決又は請求があつたときは、その議決又は請求があつた日から30日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもつて、開会の日の10日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のうちから選任する。

(総会の定足数及び議決)

第28条 総会は、正会員の過半数の出席により成立し、その議事は、この定款に定めるもののほか、出席正会員の過半数の同意をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもつて表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条及び第31条第1項第3号の規定の適用については、出席者とみなす。

(総会の議決事項の通知)

第30条 理事長は、総会の終了後遅滞なく議決事項を正会員に書面をもつて通知しなければならない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席正会員数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、出席正会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 理 事 会

(理事会の構成、種類等)

第32条 理事会は、理事をもつて構成する。

- 2 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。
- 3 監事、直前理事長及び特別理事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 定例理事会は、毎月1回以上開催する。

- 2 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示した書面で招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があつたときは、その請求があつた日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもつて、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第38条 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第39条 第31条の規定は、理事会の議事録について準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と、「出席正会員数」とあるのは「出席理事の氏名」と、「出席正会員のうち」とあるのは「出席理事のうち」と読み替えるものとする。

第 6 章 例会及び委員会

(例会の設置)

第40条 本会議所は、その目的達成に必要な事業活動の実施及び報告のために例会を設置する。

(例会の構成及び運営)

第41条 例会は、正会員をもつて構成する。

2 例会は、毎月1回以上開催する。

3 例会の運営については、理事会で定める。

(委員会の設置)

第42条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査し、研究し、審議し、又は実施するために委員会を設置する。

(委員会の構成及び委員の任命)

第43条 委員会は、委員長1人、副委員長1人又は2人及び委員をもつて構成する。

2 委員長及び副委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

3 委員は、正会員のうちから委員長が理事会の承認を得て任命する。

4 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、室長理事、監事、直前理事長及び特別理事を除き全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第 7 章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第44条 本会議所の資産は、次に掲げるものをもつて構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 入会金

(4) 寄付金品

(5) 事業に伴う収入

(6) 資産から生ずる収入

(7) その他の収入

(資産の管理)

第45条 本会議所の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

(事業年度)

第46条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 本会議所の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経て、その年度開始前までに総会の承認を得なければ

ばならない。

(事業報告及び収支決算書類)

第48条 本会議所の事業報告及び収支決算書類は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後1箇月以内に総会の承認を得なければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において正会員の3分の2以上の同意を得、かつ主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第50条 本会議所は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員の3分の2以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。

3 本会議所が解散するときに存する残余財産は、総会において正会員の3分の2以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、本会議所と類似の目的をもつ法人に寄付する。

第 9 章 雑 則

(委 任)

第51条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 本会議所の設立当初の役員は、第16条及び第17条の規定にかかわらず、別紙役員名簿によるものとし、その任期は、第19条の規定にかかわ

- らず、設立許可のあつた日から昭和63年12月31日までとする。
- 2 本会議所の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、設立許可のあつた日から昭和63年12月31日までとする。
 - 3 本会議所の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

社団法人逗子葉山青年会議所運営規則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 社団法人逗子葉山青年会議所（以下「本会議所」という。）運営規則は、本会議所の運営を円滑且つ活動を活発にし、目的事業を遂行する為に設ける。

第 2 章 会 員 資 格

(仮入会)

第 2 条 新入会員の申し込みは、所定の申し込み書に会員 2 名以上の推薦者と共に連名の上、理事会に提出しなければならない。

2 理事会は、審議の上、仮入会を決定する。

(入 会)

第 3 条 仮入会 2 箇月以内に連続 2 回の例会に出席し、会員としての適格性を理事会が認めた時入会を承認する。

2 理事会において入会を承認された者は、その理事会後一箇月以内に定款に定められた入会金及び会費を納入しなければならない。納期までに納入なき場合は自動的に入会の許可は取り消されたものとする。また、会員資格は、入会を承認された理事会の日をもって取得する。

(推薦者)

第 4 条 推薦者は、入会后 1 年以上在籍し過去 1 年間の例会出席率が 5 0 % 以上の正会員とする。

(退 会)

第5条 退会しようとする会員は、退会の理由ならびに提出日を明記し署名捺印した書面をもつて提出しなければならない。

2 退会しようとする会員は、退会届けの日をもつて会員の資格を失い、会員資格喪失の日までの会費は会計担当理事に納入しなければならない。

(除名)

第6条 会費納入義務を履行しない会員について、総会に議題として提出するためには、理事会において次の手続きを経なければならない。

(1) 会計担当理事は、定款に規定された会費を所定の期日までに納入しない会員氏名を納期直後の理事会に報告すると同時に会費納入の督促をしなければならない。

(2) 前号の督促に拘らず会費を納入しない会員に対して、理事長は理事会にはかり、書面により納入期限を定めた督促と除名の警告を行わなければならない。

(3) 前(1)(2)の督促に拘らず会費納入なき会員は、特別の事情なき限り理事会の決議を経たのち総会に除名の議題を提出する。

2 理事会の承認を得た会費以外の金銭の納入義務については、この規定に準ずる。

(除名)

第7条 出席義務を履行しない会員について、総会に議題として提出するためには、理事会において次の手続きを経なければならない。

(1) 1年間を前、後期にわけ前期に例会出席率50%をわつた会員に対して理事長は書面により出席の督促と除名の警告を行わなければならない。

(2) 前1号の督促に拘らず後期においても例会出席率50%をわつた会員は特別の事情が認められない限り、理事会の決議を経たのち総会に除名の議題を提出する事ができる。

(3) 前期に例会出席率50%以上の会員で、後期に例会出席率50%をわつた会員に対して、理事長は書面により出席の督促を行わなければならない。

(休 会)

第8条 下記の場合に該当するとき、会員は休会を申し出ることができる。

- (1) 国外に旅行又は駐在し、3箇月以上の長期にわたつて会員としての活動を出来ないと思われるとき。
- (2) 療養生活の為、3箇月以上の長期にわたつて会員としての活動を出来ないと思われるとき。
- (3) その他やむをえざる事情で3箇月以上の長期にわたつて会員としての活動を出来ないと思われるとき。

(休会の手続き)

第9条 休会を希望する会員は、休会の理由ならびに期間を明記し、署名捺印した書面をもつて理事長に提出しなければならない。

- 2 休会届は、理事会において承認されることを要し、申出人はその翌日より承認された期間休会中の会員となる。

(休会中の会員)

第10条 休会中の会員がその期限到来により、又は期限到来前に正会員に復帰しようとする時は、理事長にその旨を文書をもつて届け出なければならない。

- 2 休会中の会員が、期限の延長を希望する時は、その理由書を理事長に提出し理事会の承認を得なければならない。

(特別会員)

第11条 年令制限に達した正会員は、自動的に特別会員になることが出来る。ただしその決定は有資格者の自由意志による。

- 2 辞退を希望するものは理事長宛、辞退を届け出なければならない。
- 3 納入義務を履行しない時は、辞退の届けがあつたものとする。

(特別会員の退会)

第12条 特別会員は、退会届を理事長に提出し、退会することができる。ただし、この場合既納の会費は返納しない。

(特別会員の権利)

第13条 特別会員は、役員その他の選挙権、被選挙権及びすべての議決権を有しない。

2 特別会員は、理事会を除く本会議所の会合および行事に出席し、意見を述べることができる。ただし理事会の諮問がある場合に限り理事会において意見をのべることができる。

3 特別会員が、本条第2項の会合及び行事に出席する場合、必要な限りにおいて実費を徴収する。

(賛助会員)

第14条 本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人および団体は理事会の承認により賛助会員として入会することができる。ただし、会費を納入しない時は退会とする。

2 会員資格は、当該年度限りとする。

3 賛助会員を希望する者は、所定の申込書を理事会に提出する。

(賛助会員の権利)

第15条 賛助会員は、本会議所のあらゆる例会にオブザーバーとして参加できる。ただし一切の表決権および被選挙権ならびに選挙権を有しない。

第 3 章 ・ 役 員

(理事長)

第16条 理事長は、定款に定められた任務の他に次の職務を有する。

(1) 本会議所を代表して日本青年会議所総会、関東地区協議会、神奈川ブロック協議会、全国会員大会、関東地区会員大会、神奈川ブロック会員大会およびJCI国際会議に出席する。

(2) 本会議所を代表して関係行政機関その他諸団体に対する折衝にあたる。

(3) その他本会議所の参加する公的会議もしくは行事に代表となる。

(副理事長)

第17条 副理事長は、理事長が理事会の承認を得て理事の中より委嘱する。

副理事長は、定款に定められた任務の他に次の職務を有する。

- (1) その担当する室又は委員会、各種会議に出席し、事業計画について積極的に意見を述べると共に、室長理事および委員長と協力してその実施を強力に推進しなければならない。

(専務理事)

第18条 専務理事は、理事長および副理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、本会議所の運営ならびに対外的な活動のため一体となつて努力する。

(室長理事)

第19条 室長理事は、定款に定められた任務の他に、各々分掌の委員会を統轄して、活発な活動をはかり、各委員会の連絡調整をはかる。

(理事)

第20条 理事は、理事会運営の他に、役員としての自覚をもつて、本会議所の目的達成のために事業を企画検討実施し、且つその成果を確認し、一般会員の範となるべき行動をとらなければならない。

(監事)

第21条 監事は、定款に定める任務の他に、本会議所の諸会議ならびに事業に参加し、その内容を評価し、講評する。

(直前理事長、特別理事)

第22条 直前理事長ならびに特別理事は、理事長の良き相談相手となり、理事会ならびに各種会議に出席して意見をのべる。

第 4 章 役員選任の方法

(理事選挙管理委員会)

第23条 「定款第17条」に基く理事の選挙を管理執行するため理事選挙管理

委員会（以下「選挙管理委員会」と称する）を設ける。この委員会の定員は5名とし、毎年4月末日迄に理事会の承認を得て、理事長が正会員の中より委嘱する。

（理事選挙管理委員長）

第24条 選挙管理委員会は、互選により1名の委員長を定める。委員長は、委員会の会務を統轄し、委員会を代表して理事会に出席し、選挙に関する方法、事務等を提案し、承認を受けなければならない。

（理事選挙管理委員の任期）

第25条 理事選挙管理委員の任期は、指名をうけてより選挙に関する事務処理を終り、理事長に報告書を提出し、総会において承認を受けたのち終わる。

（選挙権および被選挙権）

第26条 被選挙人名簿確定の日（選挙管理委員が指名された日）に於ける正会員は、総て選挙権を有する。被選挙権は、役員として就任すべき任期中正会員として在会する者のみ有するものとする。但し、直前理事長、特別理事に就任する予定のものは、被選挙権を有しない。

（投票）

第27条 投票は、「運営規則第24条」に定めるところにより、選挙管理委員会所定の用紙を用い毎年6月に行う事を原則とする。投票は、無記名により行うものとする。

（開票）

第28条 開票は、即日行い理事長がこれに立ち会う。

（無票）

第29条 本規則および選挙管理委員会が定める方法によらない一切の投票は無効とする。

2 委任状は、無票とする。

(当選人)

第30条 当選人は、次に定める事項により決定する。

(1) 得票数の多い順に当選する。

(2) 得票同数の場合は、本会議所入会順位とする。

(3) 得票同数にして入会順位同一の場合は、年長順とする。

(当選告示及び選挙記録)

第31条 選挙管理委員長は、選挙に関する一切の書類を整理し、理事長に提出するとともに、当選人名簿を、投票日の翌日に告示するとともに直後の理事会において報告しなければならない。

(指名理事)

第32条 「運営規則第30条」により選出した理事の外に、定款に定める理事数の範囲内で次年度理事長は、これを指名することが出来る。

(次年度理事長選考)

第33条 次年度理事長は、「運営規則第30条」の当選人の中から互選により選出する。また、その氏名を直後の理事会に報告しなければならない。

(その他の役員を選任)

第34条 次年度理事長は、通常総会において承認された日から、20日以内に副理事長、専務理事、室長理事、監事を指名し、その直後の理事会において報告しなければならない。

第 5 章 例会、理事会、委員会

(例会)

第35条 例会は、原則として毎月2回第1、第3、水曜日に逗子市及び葉山町の定められた場所で行う。ただし、日時場所を理事会の承認を経て変更することが出来る。

(例会の運営)

第36条 例会は、本会議所の事業活動の基本となるものとし、正会員は例会の意義を自覚し、出席しなければならない。

(理事会)

第37条 理事会は、原則として毎月1回第2水曜日に定められた場所で行う。

2 理事会は、定款に定められた他、本会議所運営規則、その他の規定、細則の設定、変更及び廃止について審議決定する。

3 理事会は、例会を本会議所の最も有意義な事業活動とするため、その内容を1回以上の協議を経て1回以上の審議をしなければならない。

(委員会)

第38条 本会議所は、事業達成のために次にあげる室の下に若干数の委員会を設置することが出来る。

(1) 総務室

本会議所の対内的、対外的な活動及び運営を円滑に行なえるよう総括的職務をとり行なう。

(2) 会員開発室

地域経済の活動促進ならびに会員の指導力の開発に関する事業の研究、立案、実施を推進し、また、会員相互の親睦ならびに他団体との交流、交歓を推進する。

(3) 社会開発室

地域社会における社会開発の推進及び青少年問題に関する事業の研究、立案、実施を推進する。

(委員会の召集)

第39条 委員長は、原則として毎月1回以上委員会を召集する。

(委員会の報告)

第40条 委員会を開催した場合は、その報告書を作成し、すみやかに総務委員会に提出する。

2 委員会活動上必要と思われる事項があつた時は、例会において発表する

事が出来る。

(部 会)

第41条 本会議所は、会員の修練、親睦、教養、健康の増進を計るために部会(クラブ)を理事会の承認を経ておくことが出来る。

2 本会議所は、部会に対して援助することが出来る。

第 6 章 事 務 局

(事務局)

第42条 本会議所は、「定款第21条」に定めるところにより事務局を設置する。

(議事録)

第43条 総会および理事会の議事録は、総務委員会がこれを作成し、事務局に備え付けるものとする。

(整理、保存)

第44条 事務局は、事業年度毎に次の分類に従い文書等を整理、保存しなければならない。

- | | |
|-------------------------------|------|
| (1) 本会議所の定款ならびに諸規定 | 永久保存 |
| (2) 総会および理事会の議事録 | 永久保存 |
| (3) 本会議所内部の文書 | 1年保存 |
| (4) (社)日本青年会議所および他青年会議所関係の文書綴 | 1年保存 |
| (5) 本会議所会報綴 | 永久保存 |
| (6) 受発信簿 | 1年保存 |
| (7) 前項に属さない文書 | 1年保存 |

(備品台帳)

第45条 事務局長または総務委員長は、備品台帳を整備し、出入を記載し備品を完全に管理しなければならない。

第 7 章 会 計

(会計担当理事)

第46条 本会議所の会計及び資産管理は、理事会の承認を得て理事長に委嘱された理事（以下会計担当理事という）がこれに当る。ただし、会計担当理事は、「定款第16条」に定めるところによる理事の中から選任されなければならない。

(出 納)

第47条 金銭の出納及び会計帳簿の記録作成は、会計担当理事の責任に於て行う。

(会計帳簿)

第48条 本会議所は、次の会計帳簿を備えるものとする。

- (1) 総勘定元帳
- (2) 現金預金出納帳
- (3) 会費徴収簿
- (4) 貸借対照表
- (5) 収支決算書
- (6) 事業報告書
- (7) 監査報告書
- (8) 財産目録
- (9) 入金伝票
- (10) 出金伝票
- (11) 振替伝票

(取引銀行)

第49条 本会議所の取引銀行は、理事会に於て定める。

(受領の処理)

第50条 会計担当理事が、会費その他本会議所に帰すべき金銭を受領した場合は速やかに取引銀行の預金口座に預け入れるものとする。

2 金銭の受領に際しては、所定の領収書を発行する。

(支払い)

第51条 支払いは、原則として小切手による。但し、少額の支払いはこの限りでない。

(証憑の管理)

第52条 支払いに際して受領した領収書等は、日付順に綴り会計担当理事が保管し、支払いを立証する証憑類を受け取る事が不可能な事情にある場合は、伝票に関係者が要項を記入し署名又は捺印しなければならない。

(事業費支払い請求)

第53条 各委員長又は室長理事は、予算の範囲内で会計担当理事に対し、事業費の支払いを請求する権限を有する。但し、請求は書面を以つてなし理事長又は副理事長の署名又は捺印を得なければならない。

(入会金及び会費)

第54条 正会員の入会金及び会費は、次の各号による。

(1) 会費 月額 7 0 0 0 円

(2) 特別会費 年額 1 5 4 0 0 円

(3) 入会金 2 0 0 0 0 円

2 特別会員の会費は、定款に定める終身会費とする。

(1) 終身会費 5 0 0 0 0 円

3 賛助会員の会費は、定款に定める賛助会費とする。

(1) 年会費 1 口 1 0 0 0 0 円 (1 口以上)

(会費の徴収)

第55条 会費は、毎年4期に分けてこれを徴収する。第1期は1月末日、第2期は4月末日、第3期は7月末日、第4期は10月末日迄に納入しなければならない。入会する会員に対しては入会の際これを徴収する。

2 納付期を経過した会費は、退会の申し出があつた場合においてもその徴収を免除しない。又退会者の会費は払戻さない。

- 3 特別会員の会費は、半額を正会員の資格を失った年度内に、残り半額を翌年支払うものとする。
- 4 賛助会員会費は、賛助会員が入会を承認された理事会後すみやかに納入しなければならない。

第 8 章 庶 務

(慶弔給付)

第56条 会員の慶弔に関しては、次の基準により慶弔金又は相当の品物を贈る。

- | | |
|---|-------------------|
| (1) 正会員の結婚 | 2 0 0 0 0 円 |
| (2) 正会員の死亡 | 花輪代及び 3 0 0 0 0 円 |
| (3) 正会員の配偶者の死亡 | 花輪代及び 1 0 0 0 0 円 |
| (4) 正会員の両親及び子女の死亡 | 花輪代及び 1 0 0 0 0 円 |
| (5) 正会員及び配偶者の出産（入会后第一子にかぎる） | 1 0 0 0 0 円 |
| (6) 正会員及び配偶者の病気見舞（20日以上入院加療を要すると認定されるもの） | 1 0 0 0 0 円 |
| (7) 特別会員の死亡 | 花輪代及び 2 0 0 0 0 円 |
| (8) 特別会員の配偶者の死亡 | 花輪代及び 1 0 0 0 0 円 |
| (9) 特別会員の両親の死亡 | 花輪代及び 1 0 0 0 0 円 |
| (10) 正会員を卒業する時 | |
| (11) 理事長の任期を終了した時 | |
| (12) 副理事長の任期を終了した時 | |
| (13) 以上のほか必要と認めた時正副理事長の協議によりこれを認定し理事会に報告する。 | |

2 金額その他の事項については、理事会において決定する。

(災害見舞い)

第57条 会員が著しい災害にかかった時は、理事会の承認を得て見舞金を贈る。

(給付の適用)

第58条 「運営規則第56条第1項第13号及び第57条」については、正会員に適用する。

2. 正会員以外の会員、事務局員、他の青年会議所及び会員以外の個人に関しては、理事長が必要と認めた時、理事会の承認を得て決定する。

(慶弔担当)

第59条 慶弔担当は総務委員長がこれに当り、会員より報告を受け、他の会員に連絡をしなければならない。

(交際費)

第60条 本会議所が関係諸団体との交際に要する費用に関しては、予算額の範囲内において理事会の承認を得て、会計担当理事より支出することが出来る。

(旅 費)

第61条 本会議所の庶務をもつて、理事会より依頼もしくは承認を受けて出張した場合は、予算の範囲内で次に定める額を支給する。

(1) 関東地区内（これに準ずる地方を含む）は往復運賃

(2) 関東地区以外の地区会員大会、全国会員大会、認証式および各種会議に出席する場合は、参加者数を考慮し総額10000円を限度として支給する。

(3) 本規定に該当せざる出張については理事会において決定する。

本規定は、設立許可のあつた日から、効力を発する。

1988年8月17日 定款第35条第2項を改正
11月9日 運営規則第2条第3項を削除
“ 第3条第2項を改正
1990年6月13日 “ 第15条を改正
1991年1月1日 定款第1条を改正
運営規則第1条を改正
“ 第37条第3項を改正

